

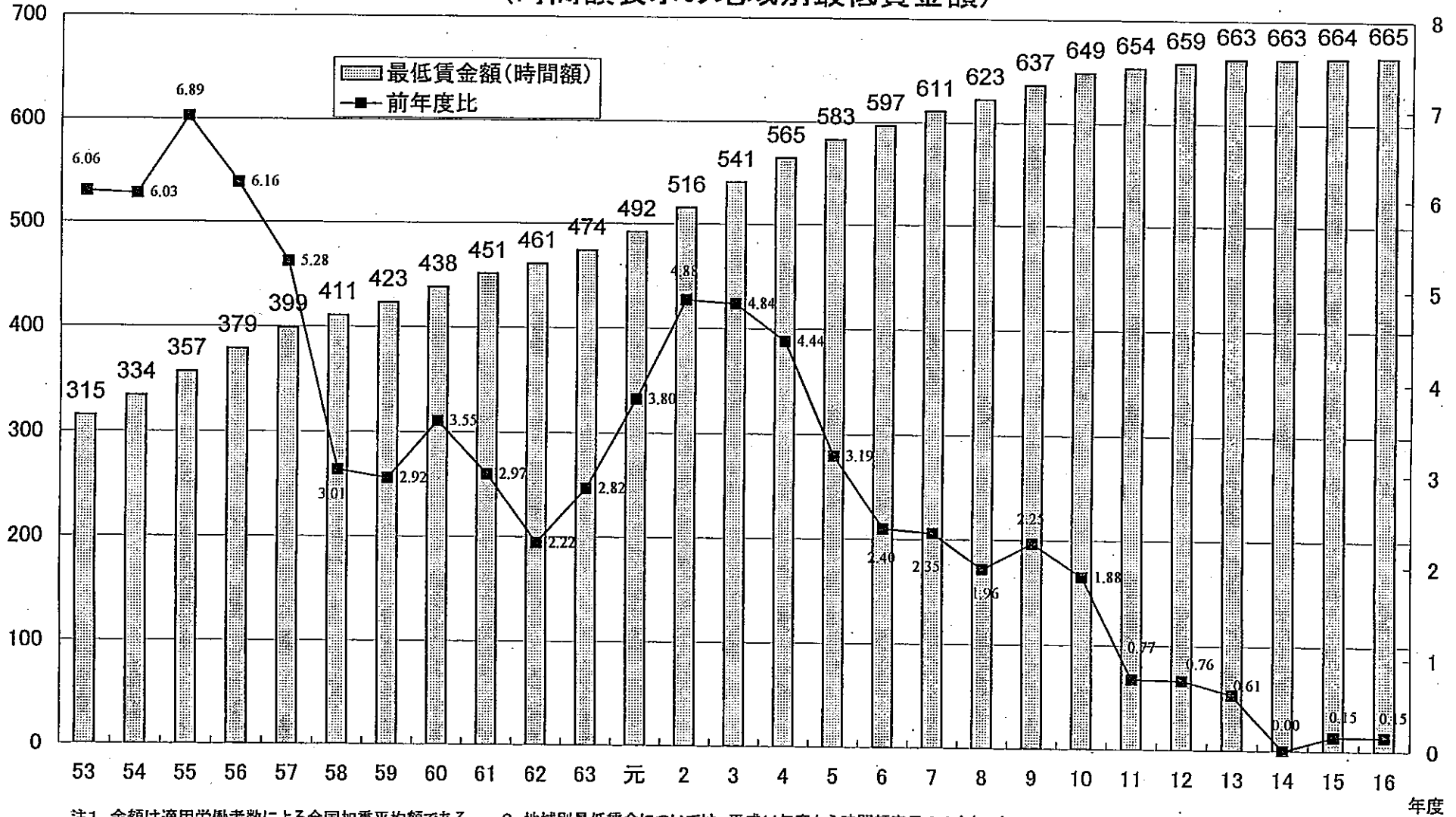
最低賃金制度の現状

1. 地域別最低賃金の現状

円

地域別最低賃金額とその引上げ率の推移 (時間額表示の地域別最低賃金額)

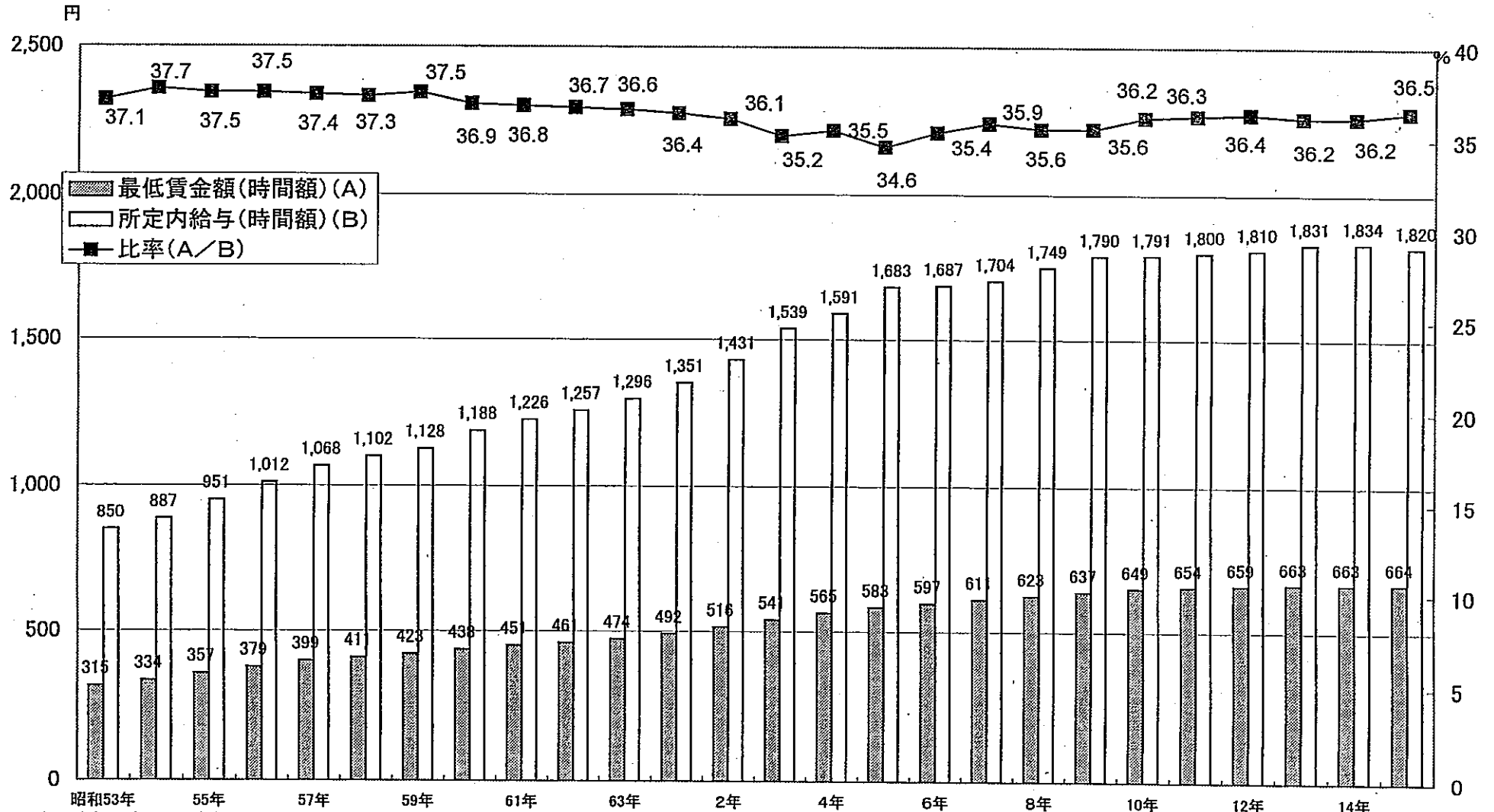
%



注1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。 2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

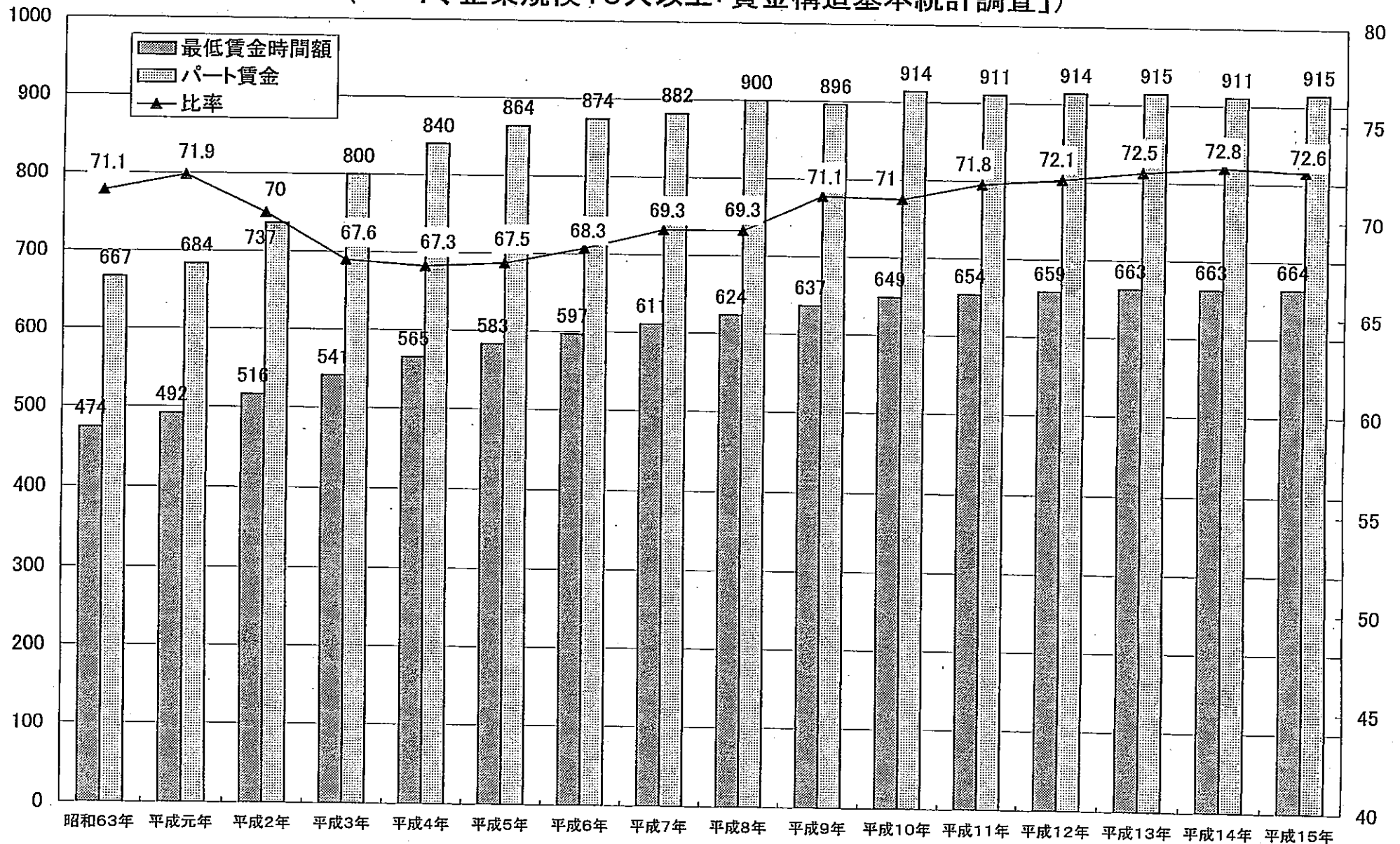
年度

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移 (パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



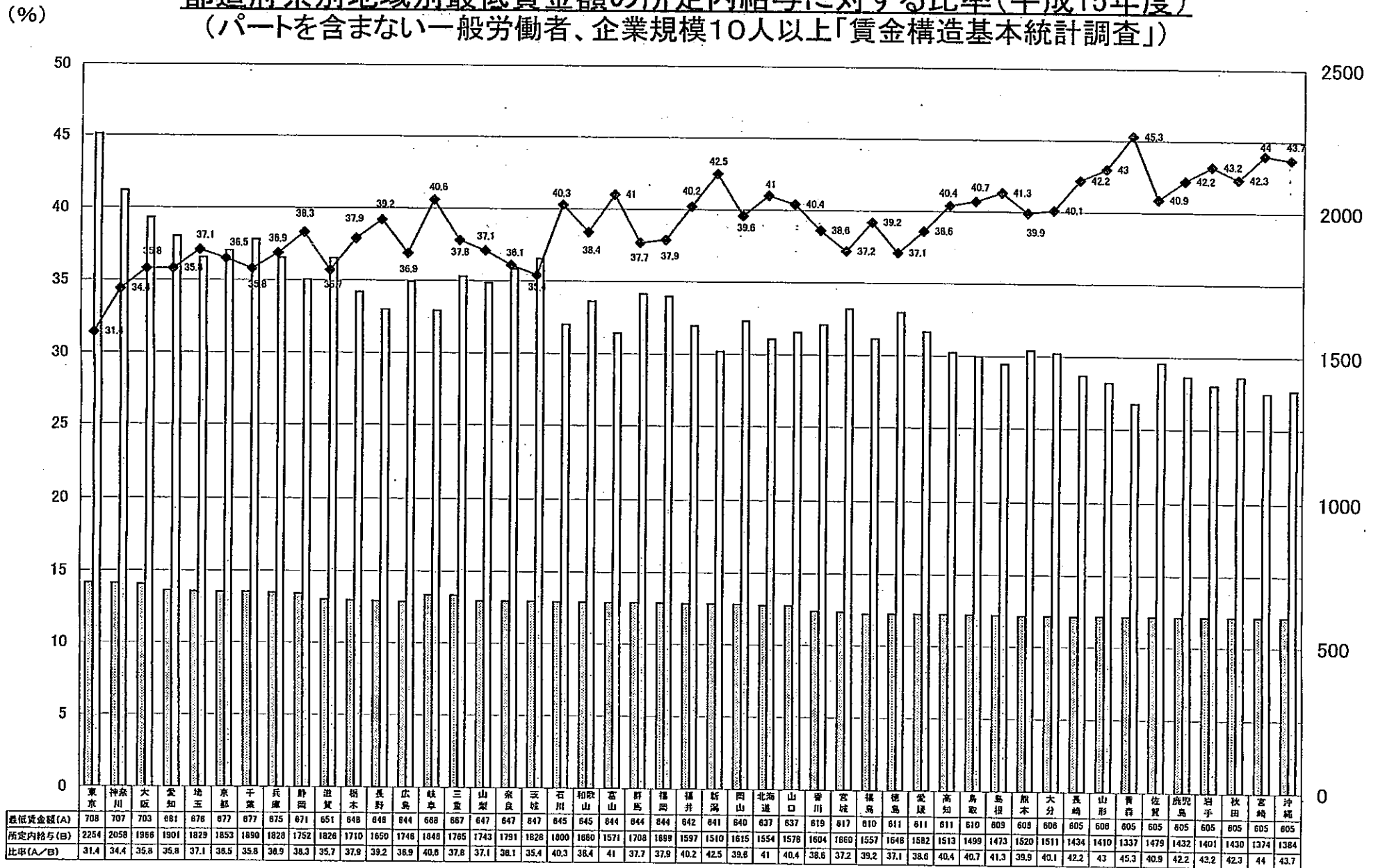
注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移 (パート、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



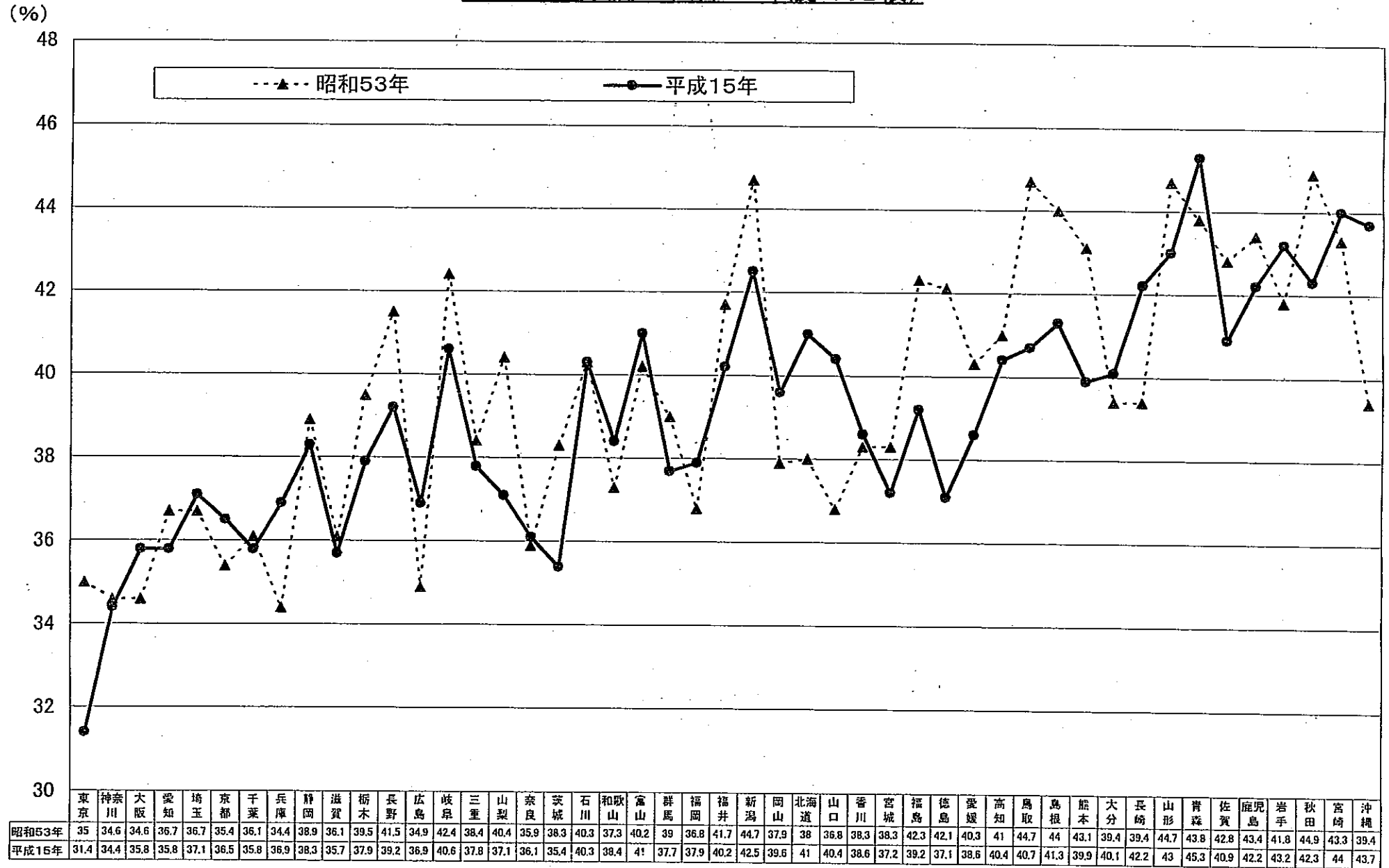
注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間で割ったものである。

都道府県別地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率(平成15年度) (パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成15年)」によるもので、企業規模10人以上の数字を所定内労働時間で割ったものである。

都道府県別地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率(%)
(昭和53年度と平成15年度の比較)



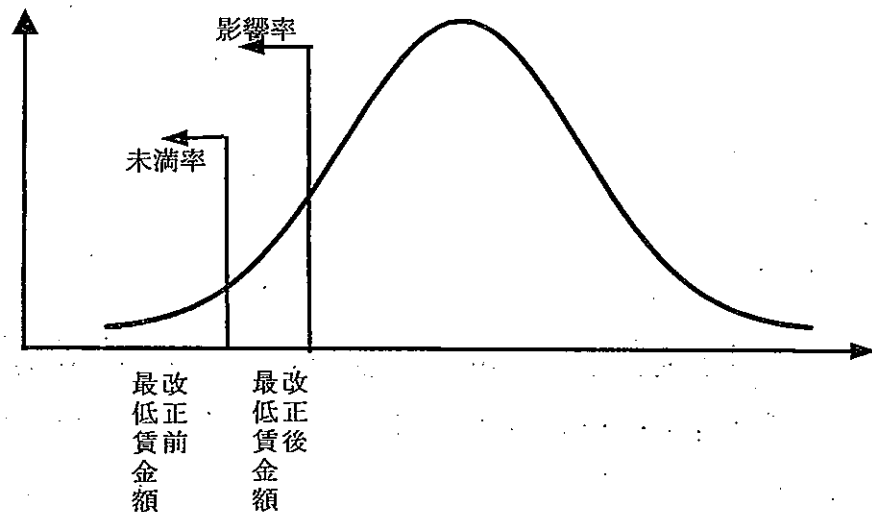
所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間で割ったものである。

地域別最低賃金の未満率と影響率の推移①

（「賃金構造基本統計調査特別集計」）

- 1 未満率とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 影響率とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

未満率及び影響率

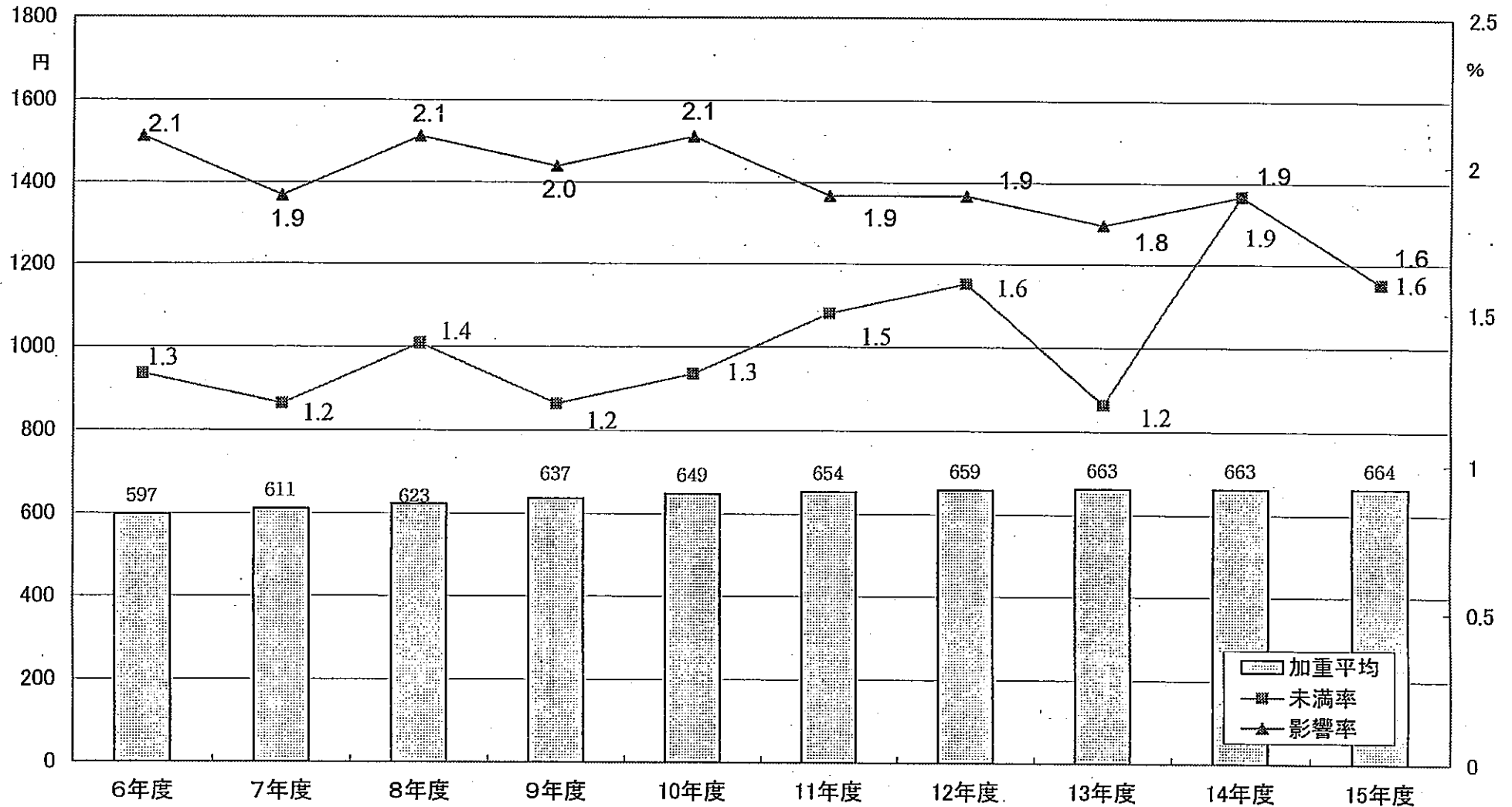
(単位：%)

	13年	14年	15年
未満率	1.0	1.1	1.0
影響率	1.3	1.2	1.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

注) 事業所規模5人以上

地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移② (「最低賃金に関する基礎調査」)



1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 未満率・影響率は、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」によるもの(事業所規模30人未満(製造業は100人未満))